

おるご〜る

No.
195

男女共同参画
わこうプラン推進委員だより
岡総務人權課 ☎424-9088

性犯罪の大幅な 刑法改正が実現!

わこうプラン推進委員
大河内 茂美

この7月、性犯罪について110年ぶりと言われる大幅な改正刑法が施行されました。画期的な改正にビックリし、時代の変化を感じています。

今回の改正点の主なものを挙げると、①「強姦罪」の名称が「強制性交等罪」に変更され、性交のみならず改正条文に規定されているような類似行為をも処罰の対象とされたこと、②これまでの刑法における強姦の被害の対象者は、女性だけだったのが、男性も被害者として対象となったこと、③被害者の告訴があって初めて起訴できるとした「親告罪」規程が撤廃されたこと、④「強姦罪」の法定刑の下限が、懲役3年以上から懲役5年以上に引き上げられたこと、⑤18歳未満の者を監護者の影響力に乗じて性交等やわいせつな行為をした場合、監護者を罰することができることとした「監護者わいせつ罪」と

「監護者性交等罪」を新設したこと、です。

その刑法改正案、国会期間中はテロ等準備罪すなわち組織的犯罪処罰法改正案等の陰に隠れてあまり報道されませんでした。性犯罪の厳罰化などを図るもので関係者の悲願でもありました。これまで泣き寝入りせざるを得なかったり、被害が明らかにあるにもかかわらず介入や救済や指導ができなかったりする事例が多くあり、被害者や被害者家族、関係行政機関等の皆さんも焦燥感や腹立たしさを募らせてきたと思います。

性犯罪は被害者の人権を損なうもので、その被害者の多くは女性です。性犯罪を無くすことが男女共同参画社会を構築していく上での基礎的要件だと思えます。今回の改正法を正しく援用することにより、性犯罪が無然に防止されることを期待しています。

「男女共同参画苦情等処理窓口をご利用ください!」

「市の男女共同参画推進施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼす施策への苦情」や「セクハラや男女共同参画を阻害する人権侵害の相談」をお受けします。

岡総務人權課 ☎424-9088